

津幡町請負工事等の執行に関する規程

平成18年5月22日

津幡町告示第63号

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、町が施行する請負工事、委託業務及び物件の買入（以下「請負工事等」という。）の執行、検査及び措置に関し必要な事項を定め、請負工事等の適正な執行管理の確保を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

請負工事 工事及び製造の請負（単価契約に係るものを除く。）をいう。

委託業務 請負工事に係る測量、調査及び設計監理業務の委託をいう。

物件の買入 物件の買入に係るもので、その金額が50万円を超えるものをいう。

監督員 津幡町財務規則（昭和60年津幡町規則第1号）第154条に規定する者をいう。

検査員 津幡町財務規則第155条に規定する者をいう。

完了検査 請負工事等の契約の履行完了確認を行う検査をいう。

(監督員の責務)

第3条 監督員は、厳正かつ公平に監督を行い、請負者と協力して地元関係者との間において紛争が生じないように配慮しなければならない。

2 監督員は、常に請負工事等の内容及び現場状況を把握し、契約書、設計図書、仕様書その他関係書類（以下「契約書等」という。）に基づき、請負工事等が適正に施工されるよう監督を行わなければならない。

(報告事項)

第4条 監督員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を当該請負工事等を所管する課長（以下「所管課長」という。）に報告し、その指示を受けなければならない。

請負者が正当な事由なく請負工事等に着手しないとき。

請負工事等が工期内に完成する見込みがないとき。

契約の解除又は請負工事等の中止を要するとき。

請負者が監督員の指示に従わないとき。

請負者から事故等の発生報告があったとき。

その他重大な事態が発生したとき。

(材料の確認)

第 5 条 監督員は、請負工事に使用する契約書等で指定した材料については、使用前にその品質、形状寸法、数量等を実地又は試験資料等によって検査及び確認をしなければならない。

(事前確認の実施)

第 6 条 監督員は、請負者から完了届が提出される時まで、契約書等に基づき、請負工事等の目的物の出来ばえ、品質及び請負工事等の実施状況を確認するものとする。

(完了検査の立会い)

第 7 条 完了検査には、請負者、現場代理人又は主任技術者及び次に掲げる者を立ち合わせなければならない。ただし、これによりがたい場合は、この限りではない。

1 件の請負工事等が 1,000 万円以上のもの 所管課長又は係長級以上の職員、監督員及び津幡町請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員

1 件の請負工事等が 1,000 万円未満のもの 所管課長又は係長級以上の職員、監督員及び部内の他課の係長級以上の職員

(完了検査の方法)

第 8 条 完了検査は、契約書等に基づいて行うものとする。

(完了検査の中止等)

第 9 条 検査員は、完了検査にあたり請負者が、検査員の指示に従わないとき、又は完了検査の執行を妨害したときは、完了検査を中止して直ちに選考委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(不適合の場合の措置)

第 10 条 検査員は、完了検査にあたり、当該請負工事等が契約書等に適合しないものであると認めるときは、完了検査を中断し、直ちに請負者等に手直しを指示して当該個所を補修させなければならない。この場合において、特に必要と認められるものについては、当該請負工事等を所管する部長に協議するものとする。

(再検査)

第 11 条 検査員は、前条の補修命令による請負工事等が完成したときは、再検査を実施しなければならない。

(工事成績の評定)

第 12 条 監督員及び検査員は、請負工事について完了検査を実施した場合は、津幡町工事検査成績評定要綱（平成 18 年津幡町告示第 62 号）に定めるところにより検査成績評定をしなければ

ればならない。

(警告又は注意)

第13条 選考委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請負者に書面で警告又は注意を行うものとする。

請負者が契約書等に違反した場合

前条の検査成績評定の結果、評価点が60点未満の場合

2 選考委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

過去1年間の警告の累計が2回の場合 津幡町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱(平成18年津幡町告示第1号。以下次号において「指名停止要綱」という。)別表第1に規定する措置に準じた措置

過去1年間の注意の累計が3回の場合 指名停止要綱別表第1に規定する措置に準じた措置

附 則

この規程は、公表の日から施行する。